

# ニュージーランド公社債ファンド(毎月分配型)

<愛称:ニュージーボンド>



設定日：2014年2月18日

償還日：2029年1月18日

決算日：原則、毎月18日

収益分配：決算日毎

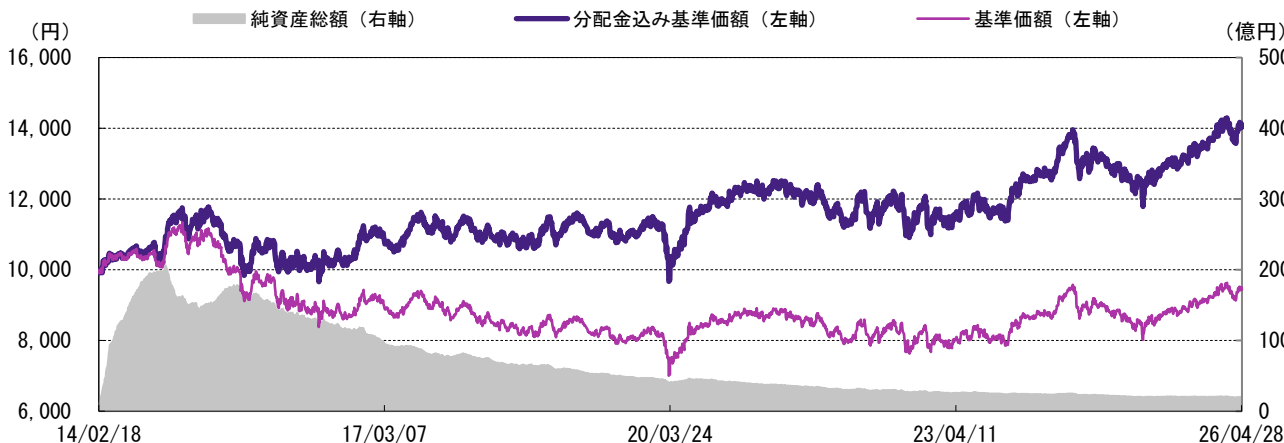
基準価額：9,436円

純資産総額：19.88億円

## 運用実績

※当レポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。  
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、  
 それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。  
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を  
 約束するものではありません。

### <基準価額の推移>



※分配金込み基準価額の推移は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。  
 ※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。

### <基準価額の騰落率>

1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
3.15%	0.71%	3.62%	12.63%	22.12%	40.34%

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

### <基準価額騰落の要因分解（月次ベース）>

前月末基準価額		9,156円
当月お支払いした分配金		-8円
要	債券要因	インカムゲイン 25円 キャピタルゲイン 65円
	為替要因	210円
	その他	-12円
当月末基準価額		9,436円

※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。

### <分配金実績（税引前）>

設定来合計	直近12期計	25・5・19	25・6・18	25・7・18	25・8・18	25・9・18
3,605円	96円	8円	8円	8円	8円	8円
25・10・20	25・11・18	25・12・18	26・1・19	26・2・18	26・3・18	26・4・20
8円	8円	8円	8円	8円	8円	8円

※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



ポ ー ト フ ォ リ オ の 内 容

<資産構成比>

公社債	97.2%
現金その他	2.8%

※対純資産総額の比率です。

<利回り等>

直接利回り	3.22%
最終利回り	4.32%
デュレーション	6.2年

※マザーファンドの状況です。  
 ※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。  
 ※各利回りは、将来得られる期待利回りを示すものではありません。

<債券種別構成比率>

種別	比率
国債	79.2%
地方債	8.2%
政府保証債等	12.7%
社債	0.0%
その他	0.0%

※マザーファンドの状況です。対組入債券評価額の比率です。

<債券国別投資比率>

国名	比率
ニュージーランド	87.3%
ドイツ	8.3%
国際機関	4.4%
その他	0.0%

※マザーファンドの状況です。対組入債券評価額の比率です。

<債券格付別構成比率>

格付	比率
AAA	98.6%
AA	1.4%
A	0.0%
BBB以下	0.0%
無格付	0.0%
平均格付	AAA

※マザーファンドの状況です。対組入債券評価額の比率です。  
 ※格付は、Moody's、S&P、Fitch、R&I、JCRの順に優先して適用しています。  
 ※平均格付とは、データ基準日現在で当マザーファンドが保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当マザーファンドに係る信用格付ではありません。

<債券組入上位10銘柄> (組入銘柄数：11銘柄)

	銘柄	種別	クーポン(%)	償還日	比率
1	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	3.5	2033/4/14	27.4%
2	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	1.5	2031/5/15	17.2%
3	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	2.75	2037/4/15	12.4%
4	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	4.5	2030/5/15	11.4%
5	L-BANK BW FOERDERBANK	政府保証債等	4	2027/4/15	8.1%
6	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	地方債	1.5	2029/4/20	6.6%
7	ASIAN DEVELOPMENT BANK	政府保証債等	2.125	2031/5/19	4.3%
8	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	2.75	2051/5/15	3.9%
9	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	5	2054/5/15	2.7%
10	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	1.75	2041/5/15	2.7%

※マザーファンドの状況です。比率は対純資産総額比です。  
 ※個別の銘柄の取引を推奨するものではありません。  
 ※上記銘柄については将来の組入れを保証するものではありません。

ご 参 考

<為替推移 円/ニュージーランドドル>



※信頼できると判断した情報をもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めいただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



**運用コメント** ※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

#### ◎市場環境

ニュージーランドの債券利回りは、10年国債、5年国債は低下（債券価格は上昇）、2年国債は上昇（債券価格は下落）しました。ニュージーランドの消費者物価指数（CPI）が市場予想を上回り、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）による利上げ観測が強まったことなどが利回りの上昇要因となった一方で、米国とイランが即時停戦で合意したことなどを受けて、エネルギー輸送の要衝であるホルムズ海峡の封鎖解消に向かい原油安やインフレ懸念の緩和が進むとの期待が一時高まったことなどが、利回りの低下要因となりました。

ニュージーランドドルは円に対して上昇しました。ニュージーランドの消費者物価指数（CPI）が市場予想を上回り、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）による利上げ観測が強まったことや、戦闘終結へ向けた米国とイランの協議が難航していることを背景に、ホルムズ海峡封鎖が長期化するとの見方から原油価格が上昇し、日本の貿易赤字が拡大すると懸念されたことなどから、ニュージーランドドルは円に対して上昇しました。

#### ◎運用概況

月間のパフォーマンスは、ニュージーランドドルが上昇し、ニュージーランドの債券利回りが低下（債券価格は上昇）したことから、プラスとなりました。

アメリカの債券利回りは、原油価格が高止まりする中、雇用などの経済指標が総じて底堅く推移したことやインフレ率の上昇を背景に、上昇（債券価格は下落）しました。一方、ニュージーランドの債券利回りは、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）が政策金利を据え置く中、小幅に低下しました。

為替市場では、ニュージーランドドルは円に対して上昇しました。中東情勢は依然として不安定な状況にあるものの、3月にみられたドル全面高の流れには変化がみられ、ニュージーランドドルは買い戻しの動きから対円で堅調に推移しました。

#### ◎今後の見通し

債券種別戦略につきましては、国債と州債の利回り格差、事業債の信用力と国債との利回り格差などを分析したうえで戦略を決定し、高い収益の獲得を目指します。ポートフォリオ全体のデュレーション（金利感応度）につきましては、引き続き経済市場情勢に基づき決定する方針です。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



## ファンドの特色

**主として、ニュージーランドドル建ての公社債に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。**

- マザーファンドを通じて、ニュージーランドドル建ての国債、地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債、社債などに投資を行ないます。  
※ニュージーランド国外の発行体が発行するニュージーランドドル建ての公社債などを含みます。
- 原則として、為替ヘッジは行ないません。

**運用は、アモーヴァ・アセットマネジメントが行ないます。**

- マザーファンドの運用において、アモーヴァ・アセットマネジメントのグループ会社である「アモーヴァ・アセットマネジメント・ニュージーランドリミテッド」からの投資助言を受けます。  
※「アモーヴァ・アセットマネジメント・ニュージーランドリミテッド」は、主にニュージーランドの債券および株式の運用に強みを持つ、アモーヴァ・アセットマネジメントのニュージーランドの運用拠点です。

**毎月、収益分配を行なうことをめざします。**

- 組入債券の利子収入などを原資として、毎決算時に収益分配を行なうことをめざします。
- 毎月18日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用を行なえない場合があります。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

## ■お申込みメモ

商品分類	追加型投信／海外／債券
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	2029年1月18日まで(2014年2月18日設定)
決算日	毎月18日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニュージーランド証券取引所の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

## ■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料	購入時の基準価額に対し <b>3.3%(税抜3%)以内</b> ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 <<ご参考>> (金額指定で購入する場合) 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。 例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。 ※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 (口数指定で購入する場合) 例えば、基準価額10,000円のとときに、購入時手数料率3.3%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入金額=(10,000円/1万口)×100万口=100万円、購入時手数料=購入金額(100万円)×3.3%(税込)=33,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額103万3,000円をお支払いいただくこととなります。
--------	---

換金手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

運用管理費用 (信託報酬) ファンドの日々の純資産総額に対し**年率1.364%(税抜1.24%)**

その他の費用・手数料 目論見書などの作成・交付および計理等の業務に係る費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。  
組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品賃料に0.55(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。

※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ■委託会社、その他関係法人

委託会社	: アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	: アモーヴァ・アセットマネジメント・ニュージーランドリミテッド
受託会社	: 三井住友信託銀行株式会社
販売会社	: 販売会社については下記にお問い合わせください。 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 【ホームページ】www.amova-am.com 【コールセンター】0120-25-1404(午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

## ■お申込みに際しての留意事項

## ○リスク情報

- ・ 投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

- ・ 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

#### 流動性リスク

- ・ 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

#### 信用リスク

- ・ 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

#### 為替変動リスク

- ・ 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

#### 有価証券の貸付などにおけるリスク

- ・ 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### ○その他の留意事項

- ・ 当資料は、投資者の皆様へ「ニュージーランド公社債ファンド（毎月分配型）愛称：ニュージーボンド」へのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・ 投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様へ帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は **アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社**  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号  
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

## 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第43号	○		○	
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社SBI証券 ※右の他に一般社団法人日本STO協会、 ※右の他に一般社団法人日本暗号資産等取引業協会、 ※右の他に日本商品先物取引協会にも加入	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券） （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第7号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○		○	
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第11号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第649号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

## 収益分配金に関する留意事項

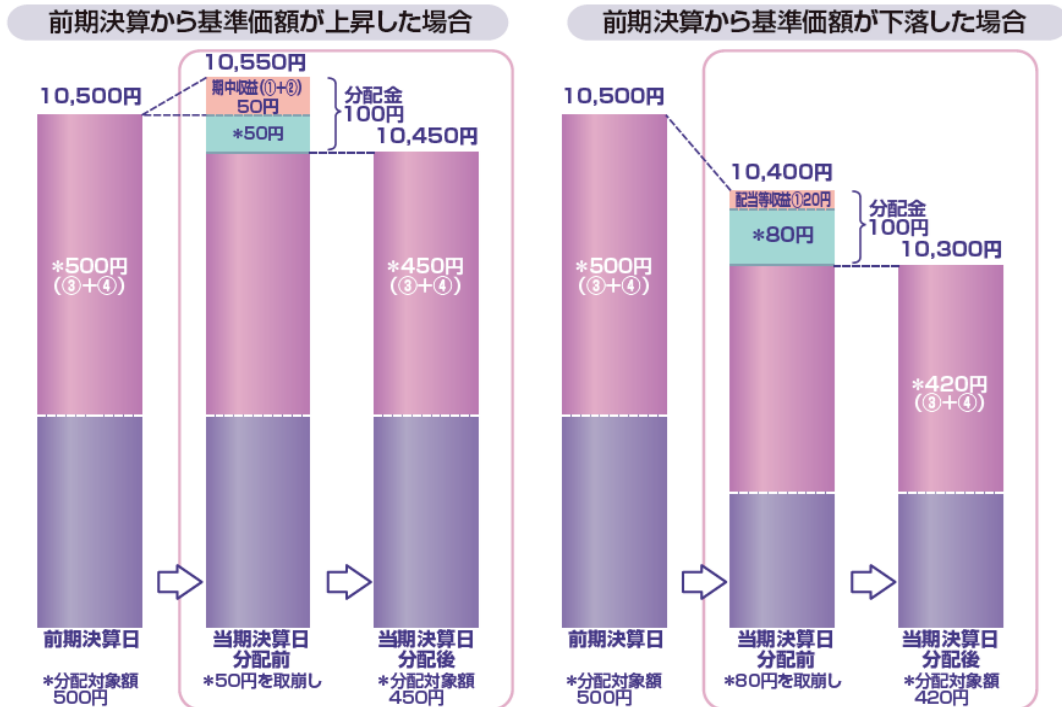
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

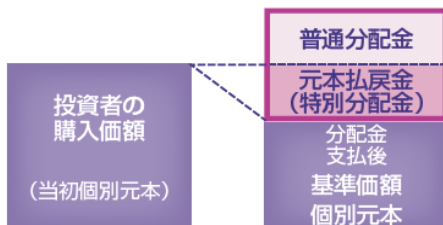
### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



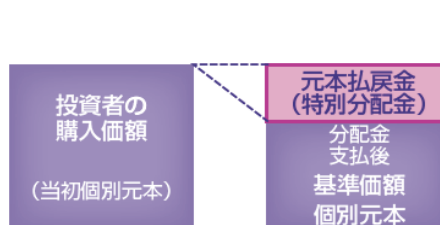
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。